

## 消費税の軽減税率制度説明会の開催について(ご案内)

平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、それと同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。

清水青色申告会では個人事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越し下さい。

この研修会では、消費税の軽減税率の対象品目、経理処理方法などについて清水税務署のご協力をいただき、ご説明させていただきます。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率10%への引き上げと同時に実施されます。会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者、消費税の免税事業者も適用税率等制度の実施に向けた準備が必要となります。

### 記

1. 日 時 **平成30年10月17日(水)**  
午後13時30分～(約1時間程度)  
講 師：清水税務署職員
2. 場 所 静岡市清水産業情報プラザ3階 研修室

切らずに、このまま送信願います

青色申告会事務局あて(Fax 054-353-8892)

◆10月17日(水)開催の

説明会に 出席・欠席 します。

氏 名 \_\_\_\_\_

青色申告会事務局 ☎054-353-2555 Fax054-353-8892